

総務委員会会議録

平成29年6月22日(木)

(開 会) 10:17

(閉 会) 14:04

【 案 件 】

1. 議案第47号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例
2. 議案第48号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
3. 議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
4. 請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律(原子力損害賠償法)を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願

【 報告事項 】

1. ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)を活用した情報発信について (秘書広報課)
2. 人材育成基本計画の改訂について (人事課)
3. 平成28年熊本地震の支援について (防災安全課)
4. 工事請負契約について (契約課)
5. 公用車での交通事故の状況について (契約課)
6. 土地明渡請求事件の判決について (筑穂支所市民窓口課)
7. 近畿大学及び九州工業大学と飯塚市との包括連携協定について (地域政策課)
8. 土地明渡等請求事件の経過について (財産活用課)
9. 個人住民税納税通知書の一部記載誤りによる通知書の再発送について (税務課)
10. 2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について (都市施設整備推進室)

○委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。「議案第47号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

それでは、「議案第47号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」につきまして、補足説明をいたします。

まず、本案提出の背景につきましては、平成27年11月に公表いたしました財政見通しによりますと、「当該見通しを立てた最終年度の平成38年度までは、財政調整基金等を繰り入れて収支バランスをとる」見込みでありまして、そのような厳しい財政状況において、行財政改革を進めるなか、市長の政策の実現に向けて、本市の経費縮減に資するため、昨年度に引き続き、特別職の職員等の給料月額を減額するものでございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。減額につきましては、それぞれの給与に関する条例の規定に関わらず、市長、100分の10、副市長、教育長及び企業管理者は100分の5を減じた額を支給するよう、特例として定めるものでございます。

本条例につきましては、平成18年度以降、毎年提案させていただいておりますが、本年につきましては、2月の市長選挙の後、4月1日より、新執行体制が発足しました関係で、施行を平成29年7月1日からといたしており、平成30年3月31日までと定めております。

以上簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。いま執行部から説明を受けました。普通会計において、平成27年11月現在の財政見通しが第2次総合計画に資料編として、掲載されています。その中で財政調整基金、減債基金について取り崩しながら財政を賄っていくんだと、そのような厳しい財政運営の中で行財政改革をやっていくんだけれども、それに資するために今回議案を出したという説明であります。それで、資すると言われたんですけども、資する内容についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○人事課長

これはあくまで試算でございますが、金額ベースで申し上げますと、平成29年7月1日からの施行ということでございますので、9カ月間、今申し上げましたような給与を減額いたしますので、平成29年度で見ますと、トータルで約227万円の財政効果があるというふうに見込んでおります。

○川上委員

その227万円は確実に住民の福祉の充実に、増進に使っていただきたいと思うんですけども、資するというのは、その227万円のことでいいんですか。

○人事課長

金額のこともさることながら、市長、副市長以下3名がそのような姿勢を見せることで、職員全体に行財政改革の意識づけをいたしまして、全職員一丸となって行財政改革に取り組んでいくという、そういうメリットも含んでおります。

○川上委員

私は、職員の決意が、不当な職員への犠牲の押しつけにならないようにするべきだと思いますけれども、より重要なのは、今お答えにならなかった、飯塚市民に対して、あなた方は、今後10年間のあいだに財政見通しでいえば88億を超える、職員も含むんでしょうけども、犠牲を押しつけようとしているわけですね。行財政改革の名のもとに。高い給料をもらっている市長ほか3役が、このように227万円分我慢するのだから、市民の皆さんは、こらえてくださいと、我慢してくださいというような効果を狙っているのではないのか。そういう心配がありますけれども、それはどうですか。

○総務部長

この効果に関しまして、今言われたような市民に押し付けるというようなことではございません。あくまでも市長の政策については実現をしていくし、必要なものについては、必要な財源を充てていくというような考えでございますので、そのように理解しております。

○川上委員

私は、財政効果を狙い、それから職員の団結というようなこととは結びつかないと思いますけれども、財政効果を狙うのであれば、市長、3役の給料についてバッサリ入っていくべきだと、そういうことは考えないのかという質問が本会議でありましたね。それについてはどのようにお考えですか。

○人事課長

御質問の意図は報酬審議会を開催して、本則を改正するべきであるというようなことで、よろしかったでしょうか。

○川上委員

本会議でほかの議員が皆さんに質問した内容ですね。委員会でも審査してくれと言われたので、私は言っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 25

再開 10 : 25

委員会を再開いたします。

○人事課長

審議会の開催の必要性につきましては、基本的に社会経済情勢や他市の状況、本市の財政状況等によりまして、市長が報酬審議会の御意見をお聞きしたいというふうに判断をいたしますれば、当然そういったあたりを勘案いたしまして検討して行くこととなりますが、少なくともこれまでのところ開催の必要は少なかったものというふうに考えております。

○川上委員

市長、お茶を濁すという言葉があるじゃないですか。本当に市財政が大変で本気で行財政改革をやるというのであれば、特例ではなくて、基準そのものに切り込んでいくという本会議でも質問がありましたけども、これをまともに受け止めて考えてしかるべきではないかと思うんですね。もう少しお尋ねしようと思うんですけども、27年度の末で財政調整基金と減債基金をあわせた残高は、146億2千万ですよ。これを10年間のあいだに、バランスをとっていくということで、運用資金が加わりますので、少しふえるんですけども、崩していくので、平成38年度末で42億9千万円にくだりますという財政見通しなんです。市長、ここでちょっと聞いておいてもらいたいですけど。

○委員長

川上委員にご忠告をいたしますが、これは給料の支給の特例に関する条例でございます。幅広く財政の問題、いろんな基金の問題、そこまで枠を広げていくと、少し趣旨から離れていくような状況になっていくと思います。関連性が全くないということではございませんけども、これはあくまでも給料の支給の特例に関する条例でございますので、そのあたりをある程度わきまえた上で、内容をそこに重点的に絞って質問をしていただきたいと思います。

○川上委員

市長、過去10年間予算において、取り崩して予算を出してきたでしょう、当初予算で。決算で財政調整基金をどのくらい取り崩したか、お尋ねします。

○行政経営部長

いま数字を、ひかえてはおりませんが、平成21年まで取り崩しをしております。そして、平成22年以降黒字で、実質単年度収支は黒字でっております。そして、昨年27年度の決算を見ますと、約2900万のマイナスという形になっております。実質、基金の取り崩しまでは27年までは至っておりません。

○川上委員

つまり、このほぼ10年くらいのあいだは、予算では財政が大変だから取り崩すという予算を出すわけです。財政調整基金取り崩し予算を。ところが、12月当たりの補正で手当がついたので、やっぱり取り崩しませんということになるわけです。それで、結果、財政調整基金は、減債基金もそうだけど、2倍位に膨れ上がるわけです。予算では金が足りないから、取り崩します。決算では取り崩しません。黒字ですと。市民の住民の福祉の増進についての予算は当初予算で削減されたままということになっているじゃないですか。それを今もう一度、第1幕の姿はそれなんだけど、第2幕がこのような形で上がろうとしているときに、つまり見通しではそうだけど、実質的には、今後必ずこのとおりになるとは限らなくて、むしろ皆さんの努力はわからないでもないけども、考え方がわからないでもないけれども、財政調整基金は減るのではなくて、ふえていく可能性すらある。これは、私だけ言っているわけじゃなくて、国が言っているわけでしょう。国が全国の自治体にそんなに金があるんだったら自分で頑張ってくださいと。地方交付税をそんなにやらないといけませんかという国の地方切り捨ての材料にも使わ

れているわけです。このことを考えてみたら、市はもうとっくに財政危機宣言は取り下げているし、適切な節約とかは当然必要だけど、それはすべて福祉にまわすためですよ。

○委員長

川上委員にご忠告いたします。完全にこの提案の案件と全く外れていっていると思いますので、この職員等の給料の支給の特例に関する条例、このことに重視して、質問をお願いいたします。

○川上委員

市長、この状況を踏まえて、わずか227万円の財政効果を図る特例、そのことで――

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 34

再開 10 : 34

委員会を再開いたします。

委員の皆さん方にお諮りいたします。

(発言する者あり)

委員会で諮ってもいいじゃないですか。いままだ開催中ですよ。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 34

再開 10 : 37

委員会を再開いたします。

会議録の要望がありましたけども、委員会の進行に支障が出ますので、このまま委員会を継続して進めていきます。

○市長

一連の川上委員さんの御質問が3点あったというように、私は認識をしております。まず1点目、どうしても私がお答えしたかったのが、決して今回の給与の支給に関する特例に関する条例で、給与の減額を申し入れましたのは、市民の皆さんに私たちがこれぐらいやっているので、負担について我慢してくださいというようなつもりは全くございません。むしろ私が考える行革は、先ほど福祉の向上とおっしゃいました。福祉の向上を基本とし、未来づくりのために予算が使えるようにむだと無理をなくして実施をしていくことこそ大事だと思っております。2つ目に、実は私は市長になりまして、未来志向ということを掲げて、こういうことができないだろうか、こういうことができればもっといいというようなことで、いろんな提案を職員にいたしました。その中で、実行の可能性だとか財政負担についても逆に職員のほうからも声をいただきながら協議をしてきました。その中で、先ほど部長が答弁しましたような平成27年度決算の単年度では約2900万円の赤字になっているという現状も気がつきましてし、御承知のとおり、今後一本算定の時期を迎えて、財政状況も厳しい中で、でも新しくチャレンジすることもやりたい。10%、5%で不十分じゃないかと言われましたら、どきっといたしました。まずはそのような未来に向けて、私も些少ではありますが、私どもも何か協力をしたいと思って、今回みずから私どもが担当部署に話をしまして、提案に至った次第でございますので、何とぞ、その意をお酌み取りいただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第47号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」に賛成の

立場で討論します。今回の特例については、認めるものですが、このことが決して財政危機宣言を解除した本市において、住民福祉の増進を犠牲にした、また市職員を不当犠牲にした行財政改革ののろしとすることは認められません。このことを申し上げまして、賛成討論とします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第47号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の2ページをお願いします。「議案第48号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

この改正につきましても、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものであり、平成31年1月1日からの施行となります。

3ページに、新旧対照表をつけております。改正内容について、ご説明いたします。

個人の市民税の所得割の非課税の範囲等を規定しております飯塚市税条例附則第5条の一部改正となります。現在、配偶者の合計所得が38万円、収入で申し上げますと103万円以下の者に対する配偶者控除については、納税義務者の所得要件はございません。

しかし、平成31年度課税分から合計所得1千万円、収入で申し上げますと1220万円を超える納税義務者については、配偶者控除が適用されないこととなりました。

このことにより、「控除対象配偶者」は「合計所得金額1千万円以下の納税義務者の配偶者」を示すこととなり、合計所得が38万円以下の配偶者である現行の「控除対象配偶者」については、名称が「同一生計配偶者」と変更になったため、改正するものです。

以上で、改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第48号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」につつま

て、補足説明をいたします。

本条例案は、「政治倫理確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、市長の資産等の公開に関する事項を定めるため、去る平成28年第1回定例会におきまして、ご議決をいただき、制定いたしました「飯塚市長の資産等の公開に関する条例」に、市長以外の常勤の特別職である、副市長、教育長、企業管理者の資産等につきましても、市長と同様に公開する内容を、上乘せする条例として、当該条例の一部改正という形で、ご提案するものでございます。

今回の改正につきましては、片峯市長就任に伴う新体制におきまして、市政運営に臨むに当たり、市長だけでなく、副市長以下の3役についても、市長同様に資産を公開することで、「市民の皆さまに対し、透明性を確保し、不正を許さない姿勢をお示しし、その信頼関係を強固なものとしたい」、このような市長の強い決意によるものでございます。

それでは、追加議案書の3ページをお願いいたします。新旧対照表を用いまして、主な改正点を申し上げます。

まず、表の左側、「新」の欄の一番上をご覧くださいますと、市長以外に副市長等が加わるため、条例の題名が、「飯塚市長等の資産等の公開に関する条例」となっております。

次にその下、第1条をご覧くださいますと、この条例が、市長に加え、副市長、教育長及び企業管理者の市長に準じた資産等の公開に関し、必要な事項を定めるものであると、規定しております。

以下、具体的な資産等の報告や公開の方法等につきましては、改正前の市長に準じたものでございます。

最後に、4ページをご覧くださいますと、下段のところに附則を設けておりまして、附則第1項、施行期日でございますが、公布の日から施行することといたしております。

また、附則第2項におきましては、特例といたしまして、今年度の副市長等の資産等の報告につきましては、施行期日に有する資産等に関しまして、同日から60日を経過する日までに提出する旨を規定しております。

以上簡単ではございますが、議案第54号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○古本委員

私はこの資産公開に対しまして、資産公開はいらないと、機能していないと、そういうふうな廃止した議員の一人でありますので、市長に若干お尋ねをさせていただきます。市長の資産公開は法で縛られておりますので、当然、提案されることは理解をしております。ただですね、特別職の資産公開をなぜこの時期に提案をされたのか。聞くところによると市長は、選挙に出るとき、もしくは記者会見をして6月議会に提案をされるというようなことになったからというところも聞き及んでおりますが、そういう理解でいいですか。

○市長

私は立候補の時点でも、今質問委員がおっしゃいましたとおり、自分の基本姿勢として資産等の公開について、自分、そして特別職は公開すべきだというような意思表示をしておりました。そして、加えまして3月議会の質問に対しましても、同様に回答をしておりました。実は本来は、この6月議会の冒頭にこの条例案を提案することができたら、もっとよかったですろうということも反省はしておりますが、実は、おくれましたのは市議会の新体制に移行する状況の中で、そのタイミングですることのほうが礼を失することがないというように考えたつもりでございます。そのような経緯の中で、今回の提案に至った次第でございます。

○古本委員

選挙に出られて見事当選されて、その後自分の公約を果たされているということは、私も理

解をします。ただですね、選挙もさることながら、私どもも市長を支持して、一所懸命やりました。そのことをどうのこうのいつているわけじゃないんです。ただ、これを提案、上程するとなるときには、できますれば、反対するとかそういう意味じゃないんですよ。何と申しますか、もうちょっとさきに記者会見とかじゃなくて、我々議会にいつもおりますので、お話をさせていただいて、お互いの考え方なりをどこかで話す時間とか、そういうのもあってよかったんじゃないかなど。そういうことから言わせていただければ、今後、議案や懸案事項につきましても、まずもって記者会見、それから議会に話をされる。こういう運びになると私は若干懸念をいたしておりますが、そういうことはありませんか。

○市長

まずは今おっしゃいますとおり、事前に再度私の気持ちや意思について、議員の皆さんにもっと明らかにしておくべきだったというように反省はしております。ただ、私として記者会見をしたわけではなく、記者の方から個別に質問をお受けして、そのときに自分の気持ちを尋ねられましたので、正直に答えてしまったという流れでございますので、その点について、記者会見というようなことで、画策したわけではないということだけをご理解いただきたいと思います。

○古本委員

その辺のところは、私も今言われた部分で理解をしていきます。ただ、自分だけじゃなくて、自分が任命した特別職の方たちも考えながら一緒にやるとなりますと、我々議会にまで、変な意味じゃありませんが、影響を与える。こういう問題については、再度お願いをしますが、ていねいに時間をかけて、この資産公開のこの話をしているんじゃないんです。全般にわたってもう少していねいに慎重にやっていただきたいという思いがあります。その辺はどうですか。

○市長

実は率直に申しまして、私もいま御指摘の点についてはすごく悩んでいるところでございます。といいますのが、いろんな施策についても、スピード感を持ってやりたいということと、でも御指摘のとおりていねいにやるべきでもあるということと、そのスピード感と慎重さのバランスをどんなふうにとるか、今後はさらに自分の中でもしっかりと詰めていきたいというように思っております。

○古本委員

それと、私は今提案されております、そういう資産報告は、私自身は余り役に立たない、機能してないというふうにいまだに考えます。市長は、今のご自分が提案された資産報告、国で決められた部分を特別職まで広げてありますが、不正防止に本当に役立つと、いいやり方だとお考えですか。

○市長

私も、1年以上前のさまざまな御議論も違う立場ではございましたが、拝聴をしましてまいりました。その中で、今御質問の中での意図もわかるつもりではございます。ただ、私はこの資産公開のみで不正を未然に防ぐということも考えておりません。私ども特別職も議員の皆さんと同様にそこに欲することになります政治倫理条例と、それから昨年12月に見直しをされて制定されました職員倫理条例、これら、3本柱によって、より私どもが襟を正して倫理観を持って職務に当たることができるものに近づいていくと、そのように考えている次第でございます。

○古本委員

また別の場所で市長は記者会見におかれまして、議案提案を透明性のある開かれた市政運営の第一歩にしたいと述べられておりますが、私は、資産報告は政治倫理違反など、不正疑惑を解明するには大変難しいと、このことが過去の資産報告で一度も解明の実績がないと、このように証明されておると思っています。このように私は資産報告だけでは機能しないと考えておりま

す。また、今提案されています資産報告は、以前よりも内容の薄い資産報告であり、体裁だけ整えて市民の批判を交わすがごとく行う条例改正と考えます。市長が言われるようにどうしても必要というのであれば、前回の改正よりもさらに政治倫理審査会の機能や権限を強化し、資産報告についての審査会機能を加えた政治倫理条例の改正として行うべきと思いますが、これが先ほど言いました議案提案を透明性のある開かれた市政運営に第一歩にしたいと述べられております、この言葉と一致するんじゃないかなと思いますが、これはいかがですか。

○市長

今回提案しております、資産公開につきましては、国会議員資産公開法の趣旨に基づいたものでございます。その内容について、前回のものとどちらが厳しいからというのは、項目によっても異なるとは思っております。透明性の確保と不正を許さないというみずからの姿勢をというように私は本当に考えております。その中で、もっとやるなら厳しいものでみずからを律するものを提案してはどうかという御指摘でございますが、私も議員さん方ともどもに、そのように考えることであれば、どの程度までかは、これから先ほど御指摘がありましたように協議するものとして望むところでありますが、まずは、市民の皆さんは本当になぜそれを公開しないのかということで、私ども、市議会をあわせました市政運営に対して、不信任や不安感を持っていらっしゃるの、その分についてはぜひ払拭して、スタートしたいと思ひまして、まず第一歩というようにとらえておりますので御理解いただきたいと思ひます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

古本委員の市長は提案するのであれば、より厳しいものと考えなかったのかという質問に対し、市長が議会ともよく相談しながら、その方向で考えていきたいというふうに聞こえましたけど、そういう答弁でしたか。

○市長

失礼いたしました。正確に申しますと、今回第一歩としてこのようにやっております。そして議会の皆さんともどもに、さまざまな件も協議いたしますし、資産公開や倫理観をいかに高めるかということについても今後高めたいと思ひますので、今回の案件とは別にそのような方向性をともに考えることであれば、私は同様にやっていきたいということをおし上げたつもりでございます。

○川上委員

それでは古本委員が質問し、市長が答弁されたことに続いていく質問になろうかと思ひますけど、今回、修正について残念だなと思うところが幾つかあるんですけども、その第1は、政治倫理基準が削除をされたままなんですね。従前の条例からいけばですね。政治倫理基準について言えば、従前はこういった点があったんですよ。目的の1条、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長、副市長、水道事業管理者、教育長及び市議会議員が市民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による市への影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信任に応え、あわせて市民も市政に対する正しい認識と自覚のもとに、正常で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。第2、市長等及び議員の責務第2条、市長等及び議員は市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない。この点重要な部分が、2年前の改正において失われたわけですけども、このことについて市長はどのようにお考えですか。

○市長

大変難しいお尋ねでございますが、この政治倫理条例の部分に代替するものとして、飯塚市職員倫理条例というのがございます。恐らく質問議員もご承知のことと思ひます。第1条で市

民全体の奉仕者であって、云々というところから始まるものでございます。今回、政治倫理条例での第1条、第2条での目的や市長及び議員の責務ということはありませんでしたが、私も含めます特別職については、この職員倫理条例の目的に照らし合わせて、行動規範としたいと考えているところでございます。

○川上委員

それは、職員の倫理条例ですよ。それについても、重大な弱点については既に述べておりますので、今日は述べませんが、市長、副市長、教育長、企業管理者及び議員にかかわるものとして述べたところであり、一般職員のそれを規範にするというのは少しおかしいでしょう。やっぱりこれは、先ほどのやりとりとの関係では、政治倫理基準をしかるべきものをつくるというのは、市民の皆さんと相談しながら、今後やらなければならない課題だというふうに思います。それからもう1つお尋ねしたいのは、資産報告について、政治倫理審査会の審査を排除したままの状態なんですね。これはどういうことかということ、市長、その他は資産報告を提出し、公開するだけで終わり。これ自体も重要ですよ。従前のものはですね、政治倫理審査会が2カ月ぐらいかけて審査を行って、意見書も出していたわけです。これがもうばっさり前回の改正でなくなってしまっているわけです。これを復活するというのは、先ほどのやりとり、質疑、答弁との関係でも今後の課題として重要だと思いますけれども、このことについてはどうお考えですか。

○市長

同僚議員さんの御質問の答えの中でも概要をお答えしました。そのことを受けとめてのこれからの課題だというように、御指摘をいただいたんだと思っております。公開を当然するだけでなく、そこに不備があれば、それに対するチェック機能も充実させることこそ、より透明性、そして倫理性を向上させるものだというように認識しております。

○川上委員

復活させていく課題としては、ほかには預貯金の明細、貸付金や借入金、株式の取得年月日、美術、工芸品やゴルフ会員権の金額及び取得年月日、これは復活の課題です。先ほどから、より厳しい、よりしっかりしたということがありましたけれども、この点でいえば、何が目安になるかということ、私は2015年8月10日付の政治倫理審査会の意見書、主要な点は5つありますけれども、そのうち特に、きょう市長に申し上げたいのは、同居親族を資産公開報告の対象とするという点なんですよ。これは驚くことはないんですよ。合併前に穂波町やその他の町でもやってきたことなんです。それを合併のときにやっていない旧飯塚市の水準に合わせた。これが経過です。ですから、政治倫理審査会の8月10日の意見書は、執行部というか三役も、それから議員も本来同意できる、しなければならぬものだったと思うんです。だから質問したいのは、市長が第一歩と言われるのであれば、当面の大きな目標としては、この2015年8月10日付の市長の諮問機関の答申ですから、審査会の意見書、これをまずクリアすることじゃないかというふうに思いますけれども、市長はどうお考えですか。

○総務部長

資産報告義務者に、配偶者や同居親族の拡大という趣旨でのお話かと思っておりますけれども、今回提案させていただいております条例につきましては、先ほどから申しております、国会議員の資産公開法、これの第7条の規定に基づいて既に制定されております、市長の分の中に、副市長以下三役を加えるという内容でございます。この国会議員の法のもとなった法律につきましては、これは国会議員以外に配偶者、同居親族は含まれていないものでございます。この趣旨は、当該公職にあるものの資産を公開することで、先ほどから申しております市民の皆さまに対して、透明性を確保し、不正を許さない姿勢をお示しすることにあるというふうに理解をしております。今回そうしたことから、これに基づいて資産公開の部分を提案させていただいているところでございまして、また、政治倫理条例、それから職員倫理条例、

先ほどありましたけども、これについては、現行制度は非常に機能も強化されているところがございます。そうしたものと、また別の資産公開という意味でさせていただいているところがございますので、今回の分についてはそのような趣旨でさせていただいているところがございます。

○川上委員

総務部長が言われているのは、言っている意味はわかります。内容は理解ができません。市長、今国会議員に関する法律というのは、平成4年につくられているんですよ。ずっとあるわけです。それとは別に、各自治体で条例をつくってやってきたわけです。矛盾がないわけです。合併して、平成19年に廃止された条例をつくるときにも、この国の法律はあるわけです。あったけども、これとは独自性を持って、それなりのものがつくられたわけです。これが廃止になったときに、市長については、この法律があるので、このレベルまで落として、昨年3月18日に議決したわけですが、そのときに齊藤市長及び総務部長はどういうふうに答弁したかというのと、とりあえずと言ったんです。とりあえず、空白を埋めるためにこれをつくりますと。今後のことについては、今言ったような指摘もしたわけですけども、それを受けて今後のことは考えていきますというのが去年3月の答弁だったんです。ですから、今やっているのは、人事課長が上乘せと言いましたけども、これはとりあえず空白を埋めるためのとりあえずのものをずっと今継続していて、これに三役を上乘せしているという姿なんです。従来のは別立てだったんです。だから法律の範囲内で、法律というのは、何でも法律の範囲内で市の条例はできていると思いますけど、国会議員に関する範囲内とか、これに基づいてでなければ、私たちがいろいろ話し合っ、今後つくるものはできないというわけじゃないんです。国会議員のそれと別立てで話し合っ、従前より良いものをつくっていくということは可能だと思います。市長はどうお考えですか。

○市長

議員の指摘について、もしくはご意見について、私は趣旨を理解できたつもりでございます。先ほど具体的に挙げました件についても、私なりの現時点での考えはありますが、この現時点で今まだ述べる場ではないというように思っていますので、冒頭に言いましたように、今回これを第一歩として提案させていただいておりますので、今いただいておりますような御意見や御指摘につきましても、それを含めてしっかりと私ども執行部のみならず、議員の皆さんとも協議をしていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

この際、勝田委員から、議案第54号に対する修正案が提出されておりますので、修正案を配付いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 13

再開 11 : 23

委員会を再開いたします。それでは、勝田委員に修正案の趣旨説明を求めます。

○勝田委員

「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」に、対する修正動議を会議規則第96条により配付いたしました修正案と対照表で趣旨説明をさせていただきます。修正案の内容といたしましては、題名中、飯塚市長を飯塚市長等及び飯塚市議会議員に改め、あとは修正案対照表に示しておりますように、第1条、第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条等に付加修正を加えたものです。今回の修正動議は、飯塚市議会議員の信頼を確保するため、市長、副市長、教育長及び企業管理者に飯塚市議会議員を加え

たものとなっております。以上で趣旨説明をいたします。

○委員長

ただいま、修正案の説明並びに修正案の資料等が配付されております。今配付されたばかりのため、午後より質疑等々をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から10件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を活用した情報発信について」、報告を求めます。

○秘書広報課長

「ソーシャル・ネットワーク・サービス（通称「SNS」）を活用した情報発信について、ご報告させていただきます。

現在の本市の情報発信につきましては、広報いづか、ホームページ、自治会への文書回覧、といったものを行っておりますが、それに加え「ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）」を運用開始し、リアルタイムな情報発信を行っていくものです。

資料をご覧ください。「1 運用を開始するSNS」としまして、代表的なSNSである「フェイスブック」「ツイッター」、また、昨今急激に利用者が増加している「インスタグラム」の3種類を予定しております。

「2 運用者」としまして、なりすましや不正アクセスの防止等、その運用に十分留意する必要があることから、当面は秘書広報課情報発信係で一元的に情報発信を行い、運用指針を確立していくこととしております。

「3 発信する内容」としまして、行政情報・イベント情報・広報いづか・緊急情報等を基本としております。運用開始当初はイベント情報・広報いづかの発信から開始し、市民の反響等を勘案しながら徐々に発信する内容を充実していくこととしております。

「4 運用開始時期」としまして、平成29年7月末頃までに開始したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「人材育成基本計画の改訂について」、報告を求めます。

○人事課長

それでは「飯塚市人材育成基本計画の改訂について」補足説明をいたします。

本市の人材育成基本計画は、1市4町が合併しました平成18年の8月に、多様化する社会環境と、地方分権の進展による新たな地方行政を運営できる職員の育成が必要であるとの思いから策定をされました。その後、策定から10年が経過し、行財政改革や地方創生の推進など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化したことにより、人材育成の方策や内容の見直しが必要

要となってまいりました。このため、平成27年度に実施いたしました職員の意識調査の結果を反映させ、本計画を改訂いたしましたので、その内容についてご説明申し上げます。

お手元に配布している資料をお願いします。改訂により変更がある部分を中心にご説明させていただきます。

1ページをお願いします。計画改訂の背景及び基本計画の目的につきましては、先ほど申し上げました、環境変化に対応した行政運営が求められることから、それに対応できる人材育成に取り組む必要性があることを「計画改訂の背景」として記載しております。

また、合併後、事務の効率化や行財政改革に取り組んだ結果、職員数の減少により、職員一人ひとりの能力向上が必要となり、次世代の行政運営を牽引するリーダーの育成が求められることから、職員の能力向上と職員が貴重な資源であるという考え方を基本計画の目的として明記いたしました。

4ページをお願いします。人材育成のテーマについてでございますが、以上のような背景を踏まえまして、昨今の環境の変化、職場環境を見る中で、少数精鋭で組織を運営し、成果を上げていくために、「自ら考え、自律的に行動し、多様化する市民ニーズや行政課題に柔軟に対応できる能力を持つ職員」の育成が急務となってきていることから、これを「セルフ・マネジメント型職員」ということで、その育成をテーマとして掲げております。

5ページをお願いいたします。職員の意識とニーズでございますが、これは、冒頭にも申し上げました、職員の意識調査結果の抜粋でございますが、5ページの棒グラフをご覧くださいますと、「どのようなとりくみが必要か。」というアンケートの設問に対しまして、「職員・職場の意識改革」、「仕事と生活の調和のための環境づくり」が上位に来ております。これらの結果なども参考として、「セルフ・マネジメント型職員」の育成をテーマに掲げ、また、職場全体で、いわゆる「働き方改革」につなげて行くことが、人材育成に欠かせないものであると考えております。

また、6ページをご覧くださいますと、上段のグラフは「職員に求められるもの」という設問に対しまして、「コミュニケーション能力」がトップに挙げられておりますが、この結果なども参考といたしまして、次の7ページの全職員に求められる能力におきまして、「コミュニケーション能力」を筆頭に記載し、次の8ページになりますが、一番下の係長職に求められる能力のところに、一般職員に最も身近な存在としての役割を盛り込んでおります。

次に、10ページをお願いします。人材育成の実施計画につきましては、意識調査結果を踏まえまして、職員間の活発なコミュニケーションを促し、組織の活性化を図り、働きやすい職場づくりを重点的な取り組みとしております。

また、毎年、具体的な研修計画を作成しておりますが、職場において、いわゆる先輩職員が、部下、後輩を効果的に育成するツールとして、特にコミュニケーション能力の強化対策として本年度より、コーチング研修など対話型の研修に取り組むこととしております。

13ページをお願いします。人材育成と連携した人事制度でございますが、ご承知のとおり、平成26年の地方公務員法改正により、人事評価制度は人材育成への活用が期待されているわけでございますが、本市におきましても、目標設定や面談を通じ、有効なツールとして、その結果を第2次飯塚市総合計画の目標達成指標として、本計画の目標の一つとしているものでございます。

また、もうひとつの目標といたしまして、16ページをご覧くださいますと、男女共同参画の推進といたしまして、昨年度施行されました、いわゆる女性活躍推進法に基づき、本市、特定事業主行動計画に掲げました、「女性の管理的地位にある職員の占める割合」などの目標値を盛り込んでおります。

なお、18ページ以降は資料編といたしまして、意識調査結果の概要を掲載しております。

以上簡単ではございますが、「飯塚市人材育成基本計画の改訂について」の補足説明を終わ

ります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成28年熊本地震の支援について」、報告を求めます。

○防災安全課長

昨年4月に発生しました熊本地震に関する支援につきまして、昨年5月と6月の総務委員会で報告いたしました。その後約1年が経過しましたので、6月の総務委員会での報告以後の支援内容につきまして報告いたします。

お手元に配布しております資料をご覧ください。前回からの変更箇所にはアンダーラインを引いておりますので、そちらを説明いたします。1ページ目下段に記載しております「6 飯塚市支援策(1) 義援金の募集」ですが、本年5月31日現在で806万3059円となり、日本赤十字社に送金しています。

2ページ目の下段をお願いします。「(3) 要請に基づく職員派遣、⑧農業災害復旧業務支援」としまして、上益城郡山都町に土木技術職員を本年2月6日から3月24日まで1名ずつの計3名派遣いたしました。

3ページをご覧ください。「⑨復旧・復興業務支援、⑩保健状況の把握及び保健指導業務支援」につきましては、本年3月の総務委員会にて人事課より詳細を報告しておりますが、本年4月1日から1年間、上益城郡益城町に事務職1名、御船町に保健師1名を派遣しています。同じく3ページの下段に記載しています「(5) 救援物資、②市民の皆様からの物資提供」についてですが、物資の西原村への最終搬送を昨年8月2日に行っています。

4ページ目をお願いいたします。「(7) 災害廃棄物の受入れ」では、木くず、畳、その他可燃混合物を熊本市戸島仮置場からクリーンセンターに受け入れています。契約期間は本年4月1日から来年3月31日までとしています。

次に「(8) 被災地救援等で使用する高速道路の料金無料措置」では、本年5月31日現在で、延べ132人の個人や団体に「災害派遣等従事車両証明書」を交付しており、最近では6月18日にもボランティア活動が行われています。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします4件の工事は、旧庁舎本館の解体工事でございます。

入札の執行状況につきましては、「指名競争入札参加者指名基準」及び「運用基準」に基づきまして、業者選考委員会において、1件目の「旧庁舎本館解体(その1)工事」につきましては、設計金額が7千万円以上でありますことから、特定建設業の許可があることを条件とし、第1希望の市内の解体業者で特定建設業の許可を持っている業者が1者でしたので、第2希望業者で特定建設業の許可を持っている業者も含め指名、残り3件につきましては、第1希望の市内の解体業者を指名することを決定し、6月6日に入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。旧庁舎本

館解体（その1）工事につきましては、5者による入札を執行いたしました。

その結果、落札額7792万8480円、落札率89.49%で、「有限会社 富士土木」が落札しております。

次に、資料2ページをお願いします。旧庁舎本館解体（その2）工事につきましては、11者による入札を執行いたしました。

その結果、落札額6142万7160円、落札率89.09%で、「株式会社 イワキン工業」が落札しております。

次に、資料3ページをお願いします。旧庁舎本館解体（その3）工事につきましては、10者による入札を執行いたしました。

その結果、落札額6129万3240円、落札率89.34%で、「有限会社 大紋」が落札しております。

次に、資料4ページをお願いします。旧庁舎本館解体（その4）工事につきましては、9者による入札を執行いたしました。

その結果、落札額6052万8600円、落札率89.35%で、「有限会社 クリーンジャパン」が落札しております。

以上、4件の入札につきましては、4件とも全者、最低制限価格によります同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

この解体工事にあたって、アスベストについての量はどのようになっていますか。

○建築課長

アスベストに関しましては、一部、設備の配管関係に含まれている恐れがありますので、受注後、それに関しましては、調査いたしまして、対応するよう考えております。

○川上委員

ということは、その1からその4まで、どの工区にアスベストを考慮しないといけないかわからないということですか。それとももう1から4まですべてに考慮するということですか。

○建築課長

主には機械室の部分になるかと思っておりますので、1工区及び4工区に機械室が含まれておりますので、そちらのほうを対象になるというふうに判断しております。

○川上委員

そうすると、1と4については、積算単価の中にアスベストの処理についてきちんと入っているということですか。

○建築課長

その分につきましては、今積算単価の中で、一応含めた形で考えております。

○川上委員

その1、その4のアスベストの処理先はどちらになりますか。

○建築課長

それにつきましては、処理先というのはまだ計画書のほうからまだあがってきておりませんので、基本的にはそれを処分ができる場所に持ち込み、処分を行うようになります。

○川上委員

どこに持っていくのかわからないで、積算したんですか。

○建築課長

基本的に産業廃棄物につきましては、中間処理施設並びに最終処分場ということになってお

りますので、単価的には、そういった処分場の単価を、こちらのほうとして設定して単価の中には含めて発注しております。

○川上委員

猛毒のアスベストの排出者責任があるわけでしょう。どこに持っていくのか、今わからないんですね、飯塚市は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 45

再開 11 : 45

委員会を再開いたします。

○建築課長

失礼いたしました。アスベストの処理につきましては、今からまた施工計画書が出まして、最終処分場所等を確認いたしますが、運搬の距離につきましては想定としての距離で、こちらのほうで算出しております。

○川上委員

この付近では一番近いのは山田でしょう。あなた方の管理責任が問われる猛毒のアスベストですよ。これをどこに持っていくのかわからない。業者任せ。だけど、単価計算の距離は大体わかっていますと、距離がわかっているということは、場所がわかっているということではないんですか。なにか隠していますか。

○建築課長

距離はこちらのほうである程度の捨て場の距離までで想定したもので、最終的にどの場所というのは、施工計画書が上がった段階で確認をしております。

○川上委員

過去に日本という国は、世界中がアスベストをやめようと言っているのに、大量に輸入し使い続けた国の責任があるんですよ。国の責任のもとで、地方自治体も責任のあることをやっているといますよ。そういうアスベストが、となりのビルで今から壊すものの中にあるとわかっているのに、どこで処理、管理するのかわからないで、積算をして入札までしたというのは、市民にどのように説明するのか、マニフェストとかわかっていますか。これが答弁できないようでは、ちょっと安全にアスベストを処理できるというふうには考えられませんが、どうですか。

○都市建設部長

まず、処分の流れといたしましては、許可業者を選定いたしまして、設計書に反映させます。搬入可能な場所で幾つかありますので、それを設計に反映いたします。その後に契約をいたします。そうしたら処理計画書が提出されます。それに沿って、すべて処分を監視して、最後に適切に完成されたらマニフェストで確認しまして、全ての処理の完了を確認いたします。

○川上委員

アスベストは普通の産廃じゃないからですね、この落札業者というか、契約する相手がアスベストの処理をきちんとできる業者であるかどうかをあなた方が確認しておかないといけないんじゃないかと思うけど、それをしていないということをおっしゃっているように聞こえましたけど。

○建築課長

アスベスト処理に関しましては、できる業者ではないということではございません。もちろん専門の部分であれば、そういった専門の協力業者を要請する場合もございますし、取り扱いに関しましては、解体工事の資格をもっております業者ですので、そこにつきましては、取り扱いが可能な業者ということで、こちらのほうとしては把握しております。

○川上委員

このアスベストの問題は、指摘しておきたいと思いますが、失敗するとこれだけの地域ですからとんでもないことになると思うので、きちんとやってもらいたいと思います。それから関連として受け止めてもらいたいんですけど、母子像がありますね、それからばた山のモニュメントがありますね。立派な楠がありますよね。これについては、適切に保存管理してもらいたいというふうに要望して、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車での交通事故の状況について」、報告を求めます。

○契約課長

「公用車での交通事故の状況について」、ご報告いたします。

別紙資料の「年度・区分別公用車事故集計表」をお願いいたします。過去3年間における「発生件数」ですが、平成26年度31件、27年度42件、28年度32件の事故が発生しており、28年度は前年度より12件減少しております。

次に、その下の欄の「区分別件数」でございますが、1つの事故で複数の内容の事故が発生した場合がありますので、それぞれ事故の区分に応じて重複して記載しております。平成28年度につきましては、車両点検時に損傷が発見されるといった原因不明のものが最も多く12件発生しており、前年度より1件増加しております。自損事故は9件で前年度より13件減少、対物事故は5件で前年度より1件増加、また、対人事故は1件で前年度より1件増加、また相手からの事故は6件で前年度より1件減少しております。事故の発生原因の大部分が、運転者が安全確認を怠ったことや、単純な運転操作ミスにより引き起こされたものであり、運転者が安全運転を意識し、また、同乗者が同様な心構えで運転者の補助を行っていただければ防ぐことが出来たのではないかと推測される事故もありました。このようなことから、事故を起こした職員の所属課に対して速やかに事故の原因確認や防止対策について、当事者だけでなく、職場全体での安全運転の取り組みを行うよう、強く指導いたしました。

本年度も、「飯塚市職員安全運転管理規程」に基づき、安全運転の啓発や事故を起こした職員に対し、自動車学校での実技を伴う運転適性調査や研修、また、専門機関による新規採用職員を対象にした交通安全実技研修等、公用車事故の未然防止に向けた各種交通安全研修を行うこととしております。

最後に、公用車の運転につきましては、各職員が今一度基本に立ち返って、公務員としての自覚を持ち、交通法規の遵守を徹底し、安全運転を心がけるよう、指導を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土地明渡請求事件の判決について」、報告を求めます。

○筑穂支所市民窓口課長

昨年9月の平成28年第4回市議会におきまして議決をいただき、福岡地方裁判所飯塚支部に訴訟を提起しておりました「土地明渡請求事件」につきまして、本年5月16日に判決の言い渡しがあり、6月2日に判決が確定しましたので報告します。

資料を提出しておりますので、ご覧ください。本件の概要につきましては、筑穂元吉645番5の飯塚市の市有土地に隣接して居住している藤田實子氏は自分の土地が公道と接し

ていないことから生活権と位置付けて、市有土地内に通り道及び駐車スペースを確保するため、市の許可なくコンクリートブロック及び柵等の構造物を設置し、不法占有をしています。

この不法状態を解消するようにと再三求めておりましたが、これに応じないため、やむなく訴訟を提起しておりました。4回の口頭弁論の後、5月16日に判決が言い渡されました。この判決の要旨は、1、被告は、原告に対し、別紙（裏面）の点線部分の土地を明け渡せ。2、被告は、原告に対し、平成27年4月1日から明渡済みまで、1カ月3271円の割合による金員を支払え。3、訴訟費用は被告の負担とする。4、この判決は仮に執行することができる。との内容であり、市側の主張が全面的に認められたもので、この判決が控訴期間を経過した6月2日に確定をしました。

今後は判決に基づく解決に向けて相手方に働きかけを行うとともに、それでも応じられないときは裁判所による強制執行を行うなど、顧問弁護士と協議しながら対応してまいります。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 11：57

再開 13：00

委員会を再開いたします。保留いたしておりました、議案第54号について審査を再開いたします。修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○光根委員

今回の修正案でございますが、私ども公明党は一昨年資産公開の廃止につきましては、反対しておりましたので、今回三役とあわせて議員もということで公開しようということに関しては、歓迎すべきことではございますが、一昨年ことから見ますと、廃止の理由としてザル法ということを盛んに言われておりました。提出者に対してですね、賛成という立場だったんですよね。その立場として、このザル法を復活させようとする理由は何でしょうか。

○勝田委員

これを提案した、そもその理由は、つい先日の新聞誌上等で、市長がこの54号の提案の背景をこう述べられていました。この制度のみで不正の未然防止にはならないかもしれないが、私と一緒に仕事をする特別職も私の政治姿勢と同じ思いで職務に当たってほしい。たしかこういうふうに述べられていたんですね。このことは、言いかえたら市長が政治活動の透明性や信頼性を高めようと提案したものである以上、議員である私たちも市民の信頼にこたえるべきが一番かなと、そういったことを考え判断して提案したものでございます。

○光根委員

一昨年のときはそういう判断はできなかったということでしょうか。前回は拙速に本会議の最終日にあげてああいう形になりましたけども、今回も修正案ということで、今回あげておりますが、じっくり時間をかけて議論すべきことではないか、また、市長、三役の部分と切り離して、議員としての資産公開の部分はじっくり話し合うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○勝田委員

これはもう自分たちは過去、そういうふうな判断をしておりましたけども、多くの市民の皆さんが、資産公開をすべきだというような声だとか、そういったものをたくさん私は受けましたし、自分自身もそういう質問に対してお答えをしてきました。しかし、やはりここは自分たちがやはり市民の負託にこたえるだとか、信頼性を勝ち取るには、やはりまずここから進める

のがまず第1歩かなと、しかもちょうどいい時点で市長も提案されたので、同じ時点でやっていくべきではないかとそういうふうに判断した次第です。

○光根委員

今回、この条例案の修正という形ですけども、この条例では、さきの条例よりもかなり緩い条例になっております。その部分を修正するという考えはございませんか。

○勝田委員

そういったものはですね、先ほどの政治倫理条例をより厳しいものにするだとか、そういったものと似通っていると思いますが、それは私たちもそういうふうに厳しいものにするとか、前回のより厳しいものにするということについてはやぶさかではありません。当然、今後そういったものも視野に入れて検討すべきだとは考えていますけども、現時点ではこの内容しか考えておりません。

○委員長

光根委員にお尋ねします。光根委員としては、いま継続審査の要望をされたんですか。ではないんですね。はい、わかりました。ほかに質疑はありませんか。

○古本委員

今光根委員さんからの質問と同じところですが、我々は2年前に廃止したときに市民の皆さんからも同僚議員からも、余りにも性急すぎる。もう少し審議する時間が必要ではなかったかというように、いろんなところで責められました。内容は別としてですね。それからいくと、この議案が今日挙げられて、今日を採決される。このような順序でいいのかどうか。その辺のところはどうでしょうか。

○勝田委員

その点については、十分に自分も吟味したということではないんですが、やはりタイミングといえますか、市長の出されたもので、自分も共感した部分があったんですね。これをこのままにして、後々にあとから出すとかいうよりも、やはり市長はそういう考えで臨まれるなら、私たち議員もやっぱり政治活動の透明性だとか信頼性、そういったものをやはり、きちっとするのが市民の信頼に込めるとか、そういったものに繋がるんじゃないかと思って、今回早急に提出させていただきました。

○古本委員

これは、提案者の部分とちょっとまた違う質問になりますが、先ほどから市民に対する信頼性、透明性、負託に込めたいと、しっかり言われております。これは、当然議員ならそうだと思います。そういう中で市民が要望するのは、これじゃないんですよね。何回か、資産公開があったその内容に踏まえて、いろんな要望をされております。これを放置してどこに信頼性が、透明性はできるんですか。その辺のところをいいですか。

○勝田委員

それはもう、難しいことを抜きまして、法律に則ってやるということがすべてじゃないでしょうか。

○古本委員

わかりました。見解の違いですから、その辺は了解します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

原案及び修正案、以上2件に対する質疑を終結いたします。

原案及び修正案、以上2件に対する討論を許します。

○川上委員

私は賛成の立場から討論します。きょう民進党から修正動議が出て、お昼を挟んで内容を見

るということになったわけですが、考えてみるに2015年の12月18日の最終日に提案されて、即決で多数で廃止ということになって以来、18カ月、1年半の間ですね、市民のさまざまな批判や叱咤を受けながら、また議会内部でも本当にこれでよかったのかという意見も出し合ってきたところだろうと思います。そうした中で、この機会に民進党は修正動議を出して今は、報告制度がない中で、とにもかくにも制度を復活したいという修正動議は意義があることだと思っています。先ほど私は、原案について4点、問題提起をして、片峯市長にどういうお考えかということをお聞きしました。今後、さらに考えていきたいという答弁でもありました。また、修正動議を出された勝田委員も、先ほどより厳しいものにするということについて、今後考えることについてやぶさかではないというふうにも言われております。

従って私は、以下の3点の立場からですね、賛成したいと思うんです。その1つは日本共産党としては2015年8月10日付、政治倫理審査会意見書のとおり、同居親族まで対象にすることを始め、5つの意見があるわけですから、この内容を取り入れた、より厳しい制度を目指す。第二に今回提案を市民と議会のより透明性のある市政づくりへの本格的な協働への第一歩とする。三点目には9月議会か、12月議会までに今修正動議がありましたけども、議員を含めた、以上の内容を含めたより厳しい制度の制定を展望すると、本来、この政治倫理審査会の意見書の内容というのは、前回廃止に賛成した議員の皆さんにおいても、よく話し合えば全員一致するのではないかと思うんです。それで賛成すると同時に、各議員においても、ぜひ賛同していただきたいというふうに申し述べて、討論にします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○光根委員

先ほど申しましたとおり、この資産公開に関しましては、歓迎すべきことではございますが、賛成の立場でお話しさせていただきますが、しかしこの条件では緩い条例になってしまいます。全国的に、この議員の質というのが問われている時代でございます。今後さらにですね、議論によってもっとしっかりした条例になっていくように、その第一歩ととらえまして、賛成の討論といたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。まず、修正案について採決いたします。議案第54号に対する修正案について、修正案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、修正案については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」の修正部分を除く原案について、可決することに賛成の委員は、举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、議案第54号の修正部分を除く原案については、可決すべきものと決定いたしました。

○委員長

それでは、報告事項に戻ります。

「近畿大学及び九州工業大学と飯塚市との包括連携協定について」、報告を求めます。

○地域政策課長

去る4月26日に、「近畿大学及び九州工業大学と飯塚市との包括連携協定」を締結いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

本市では、これまで近畿大学産業理工学部及び九州工業大学情報工学部とは、さまざまな分野で連携を実施してきておりますが、今後、更なる連携の充実・強化を図り、本市の特性を活かした活力あるまちづくり、ひとづくりに寄与することを目的として、この度、「包括連携協定」を締結したものでございます。

本協定の締結につきましては、嘉麻市、桂川町も同時に各大学と協定を締結したことにより、今後は広域的な連携の充実・強化を図り、活力と魅力に満ちた嘉飯都市圏を形成していきたいと考えております。また、近畿大学と九州工業大学、それぞれの「本学」と締結することによって市内にある各大学の学部だけでなく、各大学に属する学部全体での事業検討を行うことが可能となります。

別紙に、「近畿大学及び九州工業大学、それぞれの大学との包括連携に関する協定書」を添付いたしておりますが、連携協力事項としては、第2条第1項の1号から10号に掲げる事項です。内容の説明は省略させていただきます。

なお、本件につきましては、昨日の経済建設委員会にもご報告させていただいております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、案件に記載しております、「土地明渡等請求事件の経過について」の報告は、案件の最後に報告を受けることといたしますので、ご了承願います。

次に、「個人住民税納税通知書の一部記載誤りによる通知書の再発送について」、報告を求めます。

○税務課長

「個人住民税納税通知書の一部記載誤りによる通知書の再発送について」、報告いたします。

平成29年6月6日に個人住民税の納税通知書を送付しております。納税通知書には、年金から差し引かれる特別徴収税額を年金受給月ごとに記載しておりますが、一部の納税通知書について、その徴収年の表記を誤って記載しておりました。そのため、平成29年6月13日に、3478人の納税義務者に対し、修正箇所を記載したお詫び文を添えて、納税通知書を再発送しております。

錯誤の原因については、法令改正に伴うシステム改修後納税通知書作成のプログラム修正をしておりますが、その元号表記の修正を行った際に、一部、プログラム修正が正しく行われておらず、その確認が不十分であったことにより、記載誤りが発生したものです。

今回の錯誤による税額等の影響はございません。今後はこのような誤りがないように、システム業者と連携を密に行い、本市の確認作業についても、徹底してまいります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について」、報告を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

「2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について」、ご報告いたします。

お手元の「2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について」の資料をお願いします。1番の「これまでの主な活動・関連する取組」につきましては、平成27年3月に誘致・支援実行委員会を設立し、誘致活動に取り組んでまいっておりますが、平成29年4月に南アフリカ共和国へ訪問し、先月、南アフリカ共和国のオリンピック委員会・車いすテニス協

会関係者を飯塚市にお招きしております。

2番の「南アフリカ共和国への訪問概要」につきましては、訪問者は、市長をはじめとする4名で、訪問日程は、資料に記載しております5泊6日ではありますが、現地滞在は両国の出入国を含めて3泊4日で、4月10日と11日に主要な誘致活動を行っております。

協議内容としましては、キャンプ地として充実した練習環境を有していることをPRし、5月に開催されます飯塚国際車いすテニス大会への招待としておりまして、協議の中で、飯塚市へのキャンプ地誘致の条件として、①飯塚に滞在期間中のすべての費用を負担する。②滞在中はフィジカル面においての支援も保障するなどの5項目を提示しました。

南アフリカ共和国の関係者からは、キャンプ地候補として前向きな姿勢を示されておりました、飯塚国際車いすテニス大会期間中に本市へ視察していただくこととなりました。

続きまして、3番目の「南アフリカ共和国関係者による飯塚市視察概要」につきましては、5月13日から17日まで、南アフリカ共和国スポーツ連盟オリンピック委員会役員2名と車いすテニス協会役員1名の計3名の方に来飯いただきまして、飯塚国際車いすテニス大会の視察およびテニスコートをはじめとした体育施設や宿泊施設の視察、並びに飯塚市長・市議会議長への表敬訪問などを行いました。

視察における主な意見・要望としまして、条件とまでは提示されておりませんが、宿泊施設等のバリアフリー化の意見がだされておりました、キャンプ地として検討している競技は、車いすテニスのほかに、水泳、陸上、車いすバスケット、卓球があり、キャンプ地としての選定については、母国に持ち帰って、8月末を目処に結論を出したいとのことであります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土地明渡等請求事件の経過について」、報告を求めます。

○財産活用課長

「土地明渡等請求事件の経過について」、ご報告いたします。

本件訴訟につきましては、5月19日に7回目となる弁論準備が行われました。原告（飯塚市）としましては、準備書面により一部土地の占有を認めないとの被告の主張に対する反論、使用損害金の法的な根拠等について陳述しております。

また、土地上の建物・動産が収去された現状を踏まえ、土地の明渡しの部分については、これまでの訴訟目的を一部達したと認めざる得ない状況から、訴えを一部変更する「訴えの変更申立書」を併せて提出しております。

その変更申立書の趣旨としましては、平成29年2月28日を以て土地の明渡し日とし、平成28年4月1日からの賃料相当損害金の請求額を明確にするものです。ただし、被告の土地明渡しにつきましては、車輪洗いプールやコンクリートによって舗装した進入路が残置されていることなどから、原状回復が不十分でありますので、本件とは別に請求を行うこととし、その方法等について代理人と検討・協議を行ってまいります。

なお、土地の管理といたしまして、出入り口に新しい鍵を設置、車輪洗いプールには、転落防止対策としてバリカーを設置しております。また、次回の裁判は、6月27日に弁論準備が行われる予定です。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

質疑がないようですので、私は今の報告を聞いて幾つか重大な疑義がありますし、この際、清潔透明な市政運営にかかわる点もあろうかと思っておりますので、所管事務調査をしたいと思っております。委員長において、取り計らいをお願いします。

○委員長

今、川上委員のほうから市有土地の管理について、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○川上委員

今回、6月27日に裁判を迎えるに当たり、執行部より報告があったわけですがけれども、構造物が残置されているにも関わらず、一部土地明け渡しを認めざるを得ないというような事情で、請求の変更を、訴えの変更申し立てを既に4月27日にしておるといふ事情がわかります。それでこの点については、通常はあり得ないことが、市側の代理人弁護士によって行われておりますので、その辺の事情も明確にする必要があると思っておりますので、ぜひ、所管事務調査をさせていただきたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、市有土地の管理について、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

(異議あり)

○古本委員

ただいま、所管のほうからご報告がありましたとおり、大体感じとしてわかります。時間の制限とか、いろいろある関係上、所管事務調査は必要ないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長

ご異議がありますので、再度お諮りいたします。本委員会として、市有土地の管理について、所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、所管事務調査を行わないことに決定いたしました。

○川上委員

報告に対する質問をします。それで先ほど所管のほうからの報告で、訴えの変更申し立てを行うが、別の請求をするということでしたね。どういう事情なのか、説明をしてください。

○財産活用課長

先ほど、御説明させていただきましたように、今回訴えの一部変更を申し上げております。これにつきましては、現地を確認しまして、先ほどご説明させていただきましたように、確かにタイヤ洗い場、あるいは進入路のところのアスファルト等が残置として残ってはおりますが、それ以外建物等がすべて撤去されておまして、現状を代理人にも確認をしていただいた中で、明け渡しについては認めざるを得ない状況であるとの見解を示されております。ただし、これにつきましては、先ほど申しましたように、一部原形復旧がなっていないのは事実でございますので、これを当然置き去りにすることはできません。よって、今後は別途、相手方に対して請求を行っていくというふうな現在協議を行っておるところでございます。

○川上委員

少し変な話だと思いませんか。市長が土地の明け渡しを求めて提訴しますと、議会に訴訟の提起の相談があつて、議会は多数で議決したわけですね。土地の明け渡しというのは、原状回復のことでしょう。ところが、原状回復を求めないという市の判断は何によってしたんですか。議会の側は原状回復を要求する裁判を議決しているわけでしょう。議会は置いてきぼりですか。4月26日に。その辺の判断をちょっと聞かせてください。

○財産活用課長

同じような答弁になって大変恐縮でございますが、私どもも決して原状回復がなされたとい

うふうに認めたわけではございません。ただし、現状の平恒の土地をかんがみたときに、代理人との協議の中で、この訴訟としての訴え、いわゆる明け渡しという部分については、ほぼという言い方が、これは妥当ではないと思うんですけども、当然これはパーセンテージで、委員がおっしゃるように、我々も100%というのが大前提とは考えておりますが、訴訟問題としては取り下げ、別途問題で、相手方に請求をしていこうというふうな議論で、現在検討いたしましたところでございます。

○川上委員

あなた方は、もう一つの土地明渡請求事件、これを見れば、この方が生活ができなくなるような状態なんですよ、このままだと。歩いてはとおれるでしょうけど。それでもあなた方は、相手との協議、それから裁判所の強制執行を求めることまでいきたいという、先ほど答弁があったでしょう。それと比べると、1市民に対しては非常に厳しいけれども、坂平聖治氏が事実上のオーナーの嘉飯山砂利建設に対しては、おかしいじゃないですか。特別扱いじゃないんですか。特別扱いしているんじゃないんですか。答弁してください。

○財産活用課長

決して特別扱い等をしているわけではございません。これはあくまでも代理人との協議の中で決定いたしましたことでございます。

○川上委員

これは市長も了承の上のことなんですか。4月27日、お尋ねします。

○財産活用課長

この内容につきましては、報告をさせていただいております。

○川上委員

これは特別扱いでないかどうかについては、今から尋ねていきます。その前に、別の請求を行うというふうに言われておりますが、どういう請求ですか。

○財産活用課長

ただいま協議中でございます。申しわけございません。具体的な内容については、現在御案内できる段階ではございません。申しわけございません。

○川上委員

飯塚市が代執行すると、代わりに撤去します。幾らかかりますか、その場合は。

○財産活用課長

現在、アスファルトで進入路がつくられております。これをはがします。それとあと、お尋ねのいわゆる車輪洗いのプールですね。こちらのほうもアスファルトをはがして修正等した場合には、約1300万円前後の金額がかかるというふうに考えております。

○川上委員

その1300万円の仕事をやるお金は誰が出すんですか。

○財産活用課長

まず、この方向でいくということが決定しておるわけではないので、そこは答弁させていただきますけども、例えば、そういう方向になれば、当然この工事費等がもし発生すれば、これについては相手方に請求していくというふうな流れにはなっていくと思っておりますけども、まだそういった具体的な協議等までは、申しわけありませんが、現在進行しておりません。

○川上委員

仮にこれは、相手方に工事をさせないで、別の業者に工事を頼むということなんでしょう。その業者はただで仕事はしないでしょう。あなた方が仮に1300万円というなら、1300万円をその業者にだれかが払わないといけません、まず。だれが払うんですかね。

○財産活用課長

申しわけございません。具体的にそのような手法等を現在まだまだ検討に入っておるというような状況ではございませんので、あくまでも仮定の話になりますので、それは答弁しかねるんですが、すいません、ご容赦ください。

○委員長

財産活用課長にご忠告をいたします。仮定での答弁は控えて下さい。実際に、現在あつていること。それと今現在進行しているまでのことで答弁をお願いいたします。そうしないと、ほかの方向にまた質疑の内容がいきますので、よろしくをお願いします。

○川上委員

仮定の話じゃないんですよ。市のルールの話をしているわけじゃないですか。どこから持ってくるんですか、お金。税金しかないでしょう。あなた方が特別扱いするために、新たにこの坂平聖治氏が事実上のオーナーの嘉飯山砂利建設のために、尻ぬぐいのために、1300万円、これは市民の税金は1円たりとも、使ってもらわねえにいかない。この間言っているように、業者にきちんと最後まで、最初の訴えの提起したとおりに要求して戦うのが当たり前じゃないですか。あなた方が特別扱いするために、税金が場合によって1300万円も投入されて、戻ってくるんですか、この金。1300万円のお金がないから、しないんでしょうも。そのお金がなくて、やらない業者の代わりに、市民がなぜ1300万円を投入しないとイケないんですか。冗談じゃないですよ。それでこの間、管財課長、都市建設部長、それから坂平聖治氏の3人の陳述書が用意されていますでしょう。そして今私が問題にしている4月26日付と27日付の準備書面、報告なんだけど、追加資料で出してもらえませんか。用意ができていると思うので、配ってください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 36

再開 13 : 40

委員会を再開いたします。

○川上委員

今の報告資料を求めたのに対して、執行部から提出がありませんので、やむを得ません。私が情報開示請求で入手した資料によると、4月26日付の準備書面には、かなり重大なことが載っているんですよ。これは、一部の勢力に対する特別扱いが行われなかったか、どうかの問題です。

○委員長

川上委員、今発言の途中ですけど、このあなたが出されている資料、これは報告事項とは異なる資料のようにあります。土地明渡等請求事件の裁判の分については、別の資料があると思います。これは全く関係のない資料ではないですか。これは、この報告事項には精通しない資料のようにありますけどね。

(発言する者あり)

いやいや、あなたが、今資料を配付した分。

(発言する者あり)

いやいや、資料を配付して――

(発言する者あり)

だからいま資料を配付して、はっきりしているでしょう。

(発言する者あり)

だから、あなたが発言を――

(発言する者あり)

だから、ちょっと待ってくださいということ――

(発言する者あり)

いや、だから、待ってくださいということ言っているわけでしょう。

(発言する者あり)

何ですか。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 42

再開 13 : 44

委員会を再開いたします。

○川上委員

26日に弁護士が準備書面を出しています。その中で、ジオスター株式会社が資材置き場に使っていた飯塚工業団地内の土地をめぐる事態が書いてあります。読んでわかりにくいので、執行部のほうで、このジオスター株式会社の資材置き場をめぐる問題について、嘉飯山が干渉した記録が載っていると思うので、説明してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 45

再開 13 : 45

委員会を再開いたします。

今、川上委員が質問されていることは所管課が違うんですね。

○川上委員

そうしたら副市長、答弁をお願いできますか。

(発言する者あり)

○委員長

川上委員、休憩中ではございません。委員の皆さんにお諮りしますが、所管課が違う質問をいま川上委員のほうにされておるわけですが、所管課が違いますので――

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 46

再開 13 : 46

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

この準備書面によりますと、このジオスター株式会社が、飯塚市と土地の売却の交渉を行っているときに、この売買契約について――失礼しました。ジオスター株式会社への売却を地元自治会の意向として阻止したという経緯が載っております。

○川上委員

ことは一昨年(2010年)の10月のことなんです。ジオスターという会社があって、資材置き場に使っていますよね。ここが飯塚市との関係で賃貸だったんだけど、売却を求めてきたわけですよね。それに対して、地元自治会、平恒自治会長、平恒本町自治会長、平恒新町自治会長、神の浦自治会長、神の浦浦田自治会長が連名で、地元5自治会長が全会一致で決定しましたので、報告するという形で、売るなというわけですよ。飯塚市は随契で売るというわけにはないんで、入札をしたいというふうに言ったのに対して、入札参加すればいいじゃないですか、嘉飯山砂利建設も。だめだと、とにかく自分に譲れと聞いて聞かないわけですよ。とにかく自分にこのジオスターが使っている資材置き場を譲れと、随契で譲れという要求をしたけれども、本市はこれを受け入れなかったというわけです。これは2年前の10月ごろという、これは

どれだけ、この勢力が執拗に飯塚市の土地に目をつけて離さないかということなんです。一步でも足をいれたら離さないですよ。そういう中でこの構造物、一步どころか、構造物を置いているわけですよ。それでこの問題については、山本管財課長が陳述書を出していますね。昨年12月20日、どういう時期か思い出したらいいと思うんだけど、最終日の前日付けで、陳述書を書いています。この中で彼は、このように言っているんだけど、確認ができますか。嘉飯山砂利建設株式会社が設置したコンクリート製プール及び同進入路電柱斜面に、大きい埋め立てた大量の土砂等の完全撤去、一部土砂が流れた素掘りの溝の埋め戻し等をきちんと行ってもらうことが必要です。これらが行われていない状態では明け渡しとは言えません。ところが、明け渡されたとしても、原状回復のための費用の借り受け人に請求することになると思いますというふうに言っているんですよ。これは、市の方針でしょう。違うんですか。

○財産活用課長

ただいま委員が御指摘された内容につきましては、これは裁判中の提出書類でございます。私のほうの手元にもございますが、これが私は市の方針とは理解はいたしません。

○川上委員

この土地に関する権限の最高の責任者はだれかということ、管財課長なんですよ。管財課長の権限で、この行為ができるようになっていくわけですよ。公有財産管理規則によって。ですから、課長がこういうように考えているということは、もう市の決定とほぼ同一なんですよ。課長権限なんですよ。大体、市とこの株式会社嘉飯山砂利建設坂平聖治氏との間柄は複雑なんです。例えば、そもそもあの土地を貸付けるときに管財課長は、会社側の人とは、一度も会っていないでしょう。会ったのは、当時の都市建設部長だけなんです。あの土地を貸そうとしたけれども、実は、地元老人クラブが市の了解を得て無償貸与を受けて使っていたんですよ。これをそのままでは嘉飯山に貸すわけにはいかないの、老人クラブに話しにいった市の幹部がおるわけです。説明をしました。都市建設部が地元老人クラブに事情を説明した。貸付地部分の使用貸借契約を解除されたことを確認した。都市建設部から2人行って、部長と次長が行って、こういう事情なので、あなたのところの無償貸与の契約は解除したいと、いいですかと、相手はうんと言ったということになっているんですよ。それを管財課長のところに都市建設部が持ってきて、いやもう、貸していたのはやめさせたから、嘉飯山に貸していいですよということ、管財課長が陳述書で述べているんだけど、ここのところについては、相手側が便宜を図ってもらったと思って言っているところなんですよ。これはあなた方の便宜なんですか。何なんですか、これは。

○財産活用課長

便宜という言葉が妥当かどうかとは思いますが、私も今回財産活用課長を拝命しまして、裁判についてはずっとさかのぼって勉強させていただいております。明星寺の問題等もあった関係上で資材置き場ということで、ここが候補地となつてのことであると思うんですが、これが便宜にあたるかどうかというのは、ちょっと答弁はできません。すいません。

○川上委員

菅前都市建設部長も陳述書を書いている。これは12月22日ですから、前市長が全国に批判を浴びる記者会見をしていたその日ですよ。都市建設部長は、私と次長の2人で地元の老人クラブに説明を行い、貸し付けについて了承を得ましたと書いているんですよ。これらの行為について、こう言っているんですよ。私は暫定的な代替地の確保を坂平聖治氏と合意したつもりはないと書いているんです。あくまで坂平聖治氏のお願いに対して協力していたものと、自分で書いているわけです。これは便宜を供与したということじゃないんですか。

○財産活用課長

ただいまの委員の御指摘につきましては、陳述書の中に記載があることは事実でございますが、この記載に対して、現在係争中の裁判でございますので、この便宜うんぬんというふうな

判断というのはいたしかねますので、よろしくをお願いします。

○川上委員

今裁判中だから便宜供与というふうには言えないと。裁判中でなければ、それを認めますか。

○財産活用課長

私のほうではそのような判断はいたしません。

○川上委員

これはもともと、財産活用課長が判断することではないんです。市長でしょう。市長、こういうのは聖徳太子の憲法17条の15条と比べたらどういうことになるんでしょうかね。市長、どう思いますか。これは便宜供与じゃないんですか。

○都市建設部長

当時、私は都市建設部次長という立場でおりましたので、お答えさせていただきます。先ほど名前が出ておりました。まず、明星寺の道路問題に関することの和解協議を進めるために、この候補地ということで調査をいたしております。そして地元の使用状態を確認いたしまして、その辺の確認を行ったもので、決して便宜供与を視野に置いて、動いたものではございません。

○川上委員

これはだれが見ても考えても便宜供与なんですよ。これを便宜供与と認めなかったら裁判は戦えないでしょう。いや、俺のところには1つも傷がないよと。坂平聖治氏はなんと言っているんですか。特別扱いを受けたことをるる書いているじゃないですか。見たことありますか。市長と副市長、この陳述書、3人の陳述書を見たことがありますか。今日初めて見ましたか。答弁してください。今日初めて見たのかどうか。

○副市長

いろいろと裁判の経過は報告を受けていますけれど、陳述書を見たのは初めてでございます。

○市長

私もこの書面を見たのを初めてでございます。

○川上委員

わかりました。このような姿を、今日はインターネットでも、記者の皆さんもおられますので、あれですけど、市民が見てるんだけど、市民の財産を、このように重大に侵されて、しかも拡張して、向こうが最後まで撤退しかかっているのにもういいよと、1300万円ぐらいかかるだろうから、おまけをしとこうと言わんばかりの、訴えの変更を代理人弁護士をさせて、前市政の延長線でしょう。今の市長と副市長が陳述書も見っていないというのは大問題だと思うけど、今からでも裁判資料をきちんと目を通して、そしてこの訴えの変更については、やめたらどうですか。市民の税金は1円も出せません。どうしてもというんだったら、あなた方が厳正に調査をし、市職員の責任に応じた処分を行って、必要に応じて退職金の返還とか求めたらどうですか。東京でやっているじゃないですか。だから、代表質問でも言ったけど、この問題は、こういうものも読まないで答弁するようなもんじゃないと思いますよ。飯塚市政の本当に清潔で透明な市政運営をやろうというように決意された片峯市長ですから、試金石なんですよ、これ。市長の決意が固まったら答弁をしてください。

○副市長

先ほど来、財産活用課長が答弁しておりますが、代執行をして、1300万円をこちらが持つということを決めたわけでは、決してございません。代執行をするということも、まだ決定しておりません。ただ裁判を早くかたづけながら、あの土地を有効に使いたいという気持ちがあることも、これは事実でございます。それで、担当の弁護士と十分相談しながら、今後進めてまいります。ただ議員がおっしゃるようなことにつきましても、十分市長と今後協議しながら弁護士を交えて検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○川上委員

最後にしますけど、昭和42年以来、飯塚会という組織があります。現在は30人で組織し、偶数月の第3木曜日の6時から持ち回りで会合があつていて、市長、副市長それぞれの年間の会費が3万円ずつ、議長、副議長を3万円ずつ、あわせて市の税金が12万円、年間投入されている、そういう飯塚会があつて、現在30人のうち、6人が飯塚商工会議所のメンバー、ほかには国の機関の責任者、あるいは税務署長、警察署長、陸上自衛隊飯塚駐屯地の司令、責任者、九州電力の今回の事件にかかわった所長の名前もあります。今回のようなことが情報交換のための組織であるだけのはずなのに、こういった官民の定期的な情報交換会の中で、それが利用されているということであれば、大変なことになると思うんです。いずれ、この飯塚会の問題、それから賭けマージャンの問題については、別の機会に質問したいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件について、お諮りいたします。

本委員会として「入札制度について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「入札制度について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。